

【『コアガスでんき』料金表】

◆各プラン別料金表◆

※電気供給約款抜粋。

プラン名	区 分			単位	料金単価(税込)
B プ ラ ン 〔従量電灯 B相当〕	基本料金			30アンペア	842.40円
				40アンペア	1,123.20円
				50アンペア	1,404.00円
				60アンペア	1,684.80円
電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	17.13円	
	第2段階	121kWh～300kWh	〃	21.49円	
	第3段階	301kWh～	〃	23.01円	
C プ ラ ン 〔従量電灯 C相当〕	基本料金			1kVA	280.80円
	電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	17.13円
		第2段階	121kWh～300kWh	〃	21.49円
		第3段階	301kWh～	〃	23.01円

※当該『コアガスでんき』料金表は、平成28年4月1日から上記プランでの電気の供給を開始するお客さまに適用します。

※電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

※電気料金を算定する際は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金の小数点以下は切り捨てます。

※合計金額の小数点以下は切り捨てます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は、半額となります。

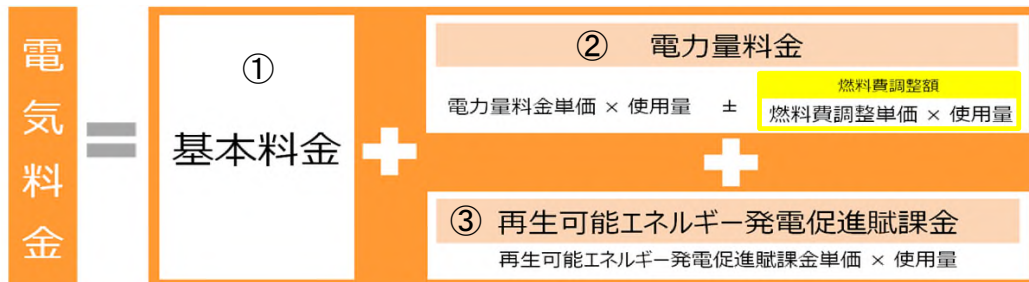
※当該『コアガスでんき』料金表を変更する場合には、**電気供給約款2供給約款の変更**を適用します。

※当社およびグループ会社のガスを使用する契約をいただいているお客さま向けに、電気料金の一部を割引する『**ガス・電気セット割引**』がござります。基本料金と電力量料金部分の**1～3%を値引**。(燃料費調整額は除く。)

セット割引に関する詳細事項は、セット割引条件定義書に定めます。

※低圧プランは、個別に別途お見積となります。(お見積には、12ヶ月分の電力使用量が必要となります。)

◆料金計算方法◆



【料金計算の例】

40アンペアのご契約で400kWhをご使用の場合

※燃料費調整単価を0.00円とする。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を2.25円とする。(平成28年度単価)

①基本料金 1,123.20 円

②電力量料金

第1段階料金 17.13円 × 120kWh = 2,055.60 円

第2段階料金 21.49円 × 180kWh = 3,868.20 円

第3段階料金 23.01円 × 100kWh = 2,301.00 円

燃料費調整額 0.00円 × 400kWh = 0.00 円

③再生可能エネルギー発電促進賦課金

2.25円 × 400kWh = 900 円

電気料金 = ①基本料金 + ②電力量料金 + ③再生可能エネルギー発電促進賦課金

● **電気料金 = 10,248円(税込) ④ <コアガスでんきBプラン 通常料金>**

◎ コアガスでんき『ガス・電気セット割引』の試算 (40A以下は基本・電力量料金の1%割引)

電気料金 = ④通常電気料金 - ⑤セット割引額 = 10,248円 - 93円

● **電気料金 = 10,155円(税込) ⑥ <コアガスでんきBプラン セット割引料金>**

別 紙

『料金その他の支払方法』

株式会社コーアガス日本

別紙『料金その他の支払方法』は、株式会社コーアガス日本（以下「当社」といいます。）の**電気供給約款 23 料金その他の支払方法**にもとづき、当社の電気をご契約いただいているお客様向けに、料金その他の支払方法を定めたものです。

1 実施期日

別紙『料金その他の支払方法』は、平成 28 年 4 月 1 日から電気の供給を開始するお客様に適用します。

2 定義

電気供給約款に定義される言葉は、別紙『料金その他の支払方法』においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を当社の電気をご契約いただいているお客様に適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は次によります。

イ 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。この場合、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。

また、料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。

ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、クレジット会社が当社に対する立替え払いを承認したとき。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) **電気供給約款 17 検針日**(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(5) 当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期日ごとに支払っていただくことがあります。

4 別紙『料金その他の支払方法』の変更

当社は、別紙『料金その他の支払方法』を変更する場合には、**電気供給約款 2 供給約款の変更**を適用するものとし、「この供給約款」を「別紙『料金その他の支払方法』」と読み替えて適用します。